

◆村岡正嗣委員

日本共産党の村岡正嗣です。

最初に、ブラックバイトから高校生、学生を守ることにについて伺います。

知事はブラックバイトを御存じでしょうか。従業員に劣悪な環境での労働を強いる企業は、ブラック企業と呼ばれ、大きな社会問題となっていますが、この状況は今や高校生や学生のアルバイトにも及んでいます。私はこの間、首都圏青年ユニオンや若者に直接話を聞いてまいりました。御紹介します。

コンビニでバイトの大学生、38度の熱が出て帰らせてほしいと店長に言うと、代わりを見つけるとバイト名簿の一覧を渡され、自分で電話をかけさせられた。同じく、コンビニバイトの学生、仕事が終わってタイムカードを打ったら、終業時刻より27分過ぎていた。しかし、店長は15分以上は駄目と言い、残業代が出たのは15分間だけだった。おでんセールのおときはおでんを買わされ、ファミリー制度といって2,100円のものも買わされたこともある。コンビニでバイトの高校生、テスト前など休みたいた言っても休ませてくれない。逆に、仕事に行ったらいきなり今日は仕事がないからと言われた。飲食店でバイトの高校生、仕事用として履く靴の代金を給料から差引かれた。制服のクリーニング代を請求されたなど。これはほんの一例です。

知事、賃金の未払い、レジの金額が合わないと弁償させるなどの違算金、長時間労働など、ブラックバイトに苦しむ今の高校生や学生の置かれている状況について、どう認識されておりますか。御答弁ください。

◎知事

一つ一つ個々の事例を追い掛けて調査したことはございませんが、今、村岡議員が言われたようなことがあるということは報告を受けておりますし、また県の労働相談センターでも、休日労働や深夜労働の割増し賃金が支払われていないという、そういう相談、あるいは話などが伝わってきていることは報告としてしっかり伺っております。

◆村岡正嗣委員

是非、この点は学生、高校生、若者に対して知事ももう少し詳しく突っ込んで状況を聞いていただきたいということを指摘をしておきます。

これは教育長に伺います。この問題でまず提案したいことは、高校生、学生に労働について学ぶ機会をしっかりと作っていただきたいということです。教科書には労働基準法などの解説はありますが、ブラックバイトなど身近な問題への参考にはなりません。その点、さいたま市が市内高校生に配布しているこの「働く人の支援ガイド」は、4ページをブラック企業と学生アルバイト問題に当てています。また、埼玉弁護士会は、さいたま市内の高校へ出前講座としてワークルール講座に力を入れています。弁護士からは、ひどいことをされたとき、どこに相談すればいいのかを教えることが大事とお聞きをいたしました。

教育長、埼玉労働局や埼玉弁護士会などとも協力して、働き方のルール、ワークルール講座をまず県立高校から始めて進めていただきたい。ブラック企業、ブラックバイトが社会問題化する今日、高校生や学生など若者が社会で働く際に必要な基本的なワークルールを身に付けることは必要ではありませんか。お答えください。

## ◎教育長

働き方のルールを身に付けさせることにつきましては、高校生など若者が社会で働くために必要なことであるというふうに考えております。現在、高校では、雇用と労働をめぐる問題について考察させるなど、労働に関する様々な学習を行っております。例えば、埼玉労働局や産業労働部、社会保険労務士会などと連携した講演会により、実践的な対処法を生徒に身に付けさせるとともに、相談窓口の利用について学ばせている学校もございます。

また、厚生労働省のほうで、アルバイトを行う際に注意すべき点やトラブルがあったときの相談窓口が紹介されたリーフレットを作成しております。このリーフレットを先日全ての県立高校に配布したところでございます。

引き続き、専門家による支援や具体的な相談窓口の周知などにつきまして、校長会議などを通じまして働き掛けてまいりたいと思います。

### ◆村岡正嗣委員

厚生労働省の作ったリーフを全県全ての学校で配ったということで、これは大事だと思いますね。ただ、そこにブラックバイトとか、そういうのがどれだけ書かれているかというのは、私は少し不十分だと思っているんです。それと、学校によっては講座の中で卒業したOBの方に来ていただいて、実体験を語ってもらうというのも、これも非常に生徒さんには身近に感じていいんですね。そういった工夫も是非やっていただきたい、そのことも併せて指摘をしておきたいと思います。

知事に伺います。次に提案したいのは、被害を受けた若者の救済についてです。

埼玉県は、若者向け相談窓口として若者労働ほっとラインを始めたと聞きました。来年度に 127 万 8,000 円が計上されていますが、これはすばらしいと思います。そこで、この若者労働ほっとラインをもっともっと高校生や学生の中に広げていただきたい。残念ながら、本県のホームページからでは、このほっとラインにたどり着くのが難しい。その点、ラインやツイッターを使えば若者自身によって拡散されるはずなんです。是非埼玉県として例えば、これは例えばですが、嫌だブラックバイト@埼玉などのアカウントを作って、ほっとラインの情報を流していただきたい。知事、いかがでしょうか、御答弁をお願いします。

## ◎知事

とてもいい提案だと思いますので、情報の管理等、課題がないようであれば、早速やりたいと思います。

### ◆村岡正嗣委員

是非お願いします。私もこの若者労働ほっとラインを見てみようと思ったら、県のホームページ開いてそこにたどり着くまでに5回も6回もアクセスしないとたどり着かないですね。是非、そういうことで、これはやっていただきたいと思います。

次に、先日の部局別質疑の中で、県は労働相談業務を行っている団体を集めて若者労働連携会議を行っているとの答弁がありました。事例研究を行っているとのことで、とてもいい取組だと思います。

京都では、この3月、京都労働局と京都府、京都市が京都ブラックバイト対策協議会を発足させました。事業者が加害者になることを防ぐ事業者向けの助言も行うそうです。これは大事な視点だと思います。知事、県内事業者への指導・助言にも対応できるよう、本県での連携会議の発展、拡充を図っていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

◎知事

確かに若者労働連絡会議のメンバーは、埼玉労働局、埼玉弁護士会、日本司法支援センター、法テラスですね、社会保険労務士会、連合埼玉、日本産業カウンセラー協会、労働委員会事務局、産業労働部が入っておりますので、かなりカバーができるというふうに思っておりますので、ブラックバイトの部分に関しての議論がどの程度この中でできたかと確認しておりません。もししていないとすれば、早速その部分を入れて、具体的な成果が出せるような提言をしていただきたいというふうに思います。

◆村岡正嗣委員

事業者にもワークルールをよく知ってもらうという、ここがとても大事ですね。コンビニなどのオーナーなども、要するにロイヤリティーを含めていわゆる運営会社からものすごい縛りを受けているんですね。そのしわ寄せがバイトに行くわけで、そういう意味ではこの視点が大事なので、国のほうでは今超党派の国会議員連盟が労働者や使用者にワークルールを身に付けてもらおうとして、ワークルール教育推進法案の提出を検討していると聞きました。県としても、同様の趣旨で例えば条例制定の検討なども視野に入れて検討すべきだと、この際指摘をしておきたいと思います。

次に移ります。

給付型奨学金についてです。

今や、学生の2.6人に1人は日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用しています。奨学生の約7割は有利子です。延滞金は年5%、滞納が3か月を超えると債権回収業者に回され、過酷な取立てが始まります。ブラックリストにも登録されます。9か月滞納で法的措置をとられ、訴訟件数は2012年度で6,193件と激増しています。

現在、支援機構の奨学金延滞者は全国で約33万人、多くの人が低賃金の非正規雇用などで返済したくとも返済できない状況にあります。埼玉県内の女性の例ですけれども、卒業時の返済額が240万円、長時間労働で病気になり退職を余儀なくされて、返済できずに自己破産に追い込まれた例もこの県内でもあります。

こうした返済に苦しむ若者たちの状況について、知事はどのように認識をされておられるか、お答えいただきたいと思います。

◎知事

奨学金の平均貸与額が296万円ということになっております。また、機構の利用者における延滞者のうち約33%が年収100万円未満、返還が困難な経済状況にある社会人が多いと。現在、この原因というのは、やっぱりここ20年で給与所得者の平均給与が100万円下がっている、これはもう事実としてある。2つ目は、正規と非正規の雇用が90年前後は8対2だったのが、今は6対4になっていると。3つ目は、この2つも重なって厳しい経済状況が影響して、貸与者の返還に対する意識が低い。若干モラルの面でもつらくなってきている。この3つが重なって今日の状況になっているのではないかというふうには私思っております。この部分を解消しないと、これからも延滞者を減らすことが難しいのではないかというふうに思っております。

◆村岡正嗣委員

今原因について知事からお話がありました。おおむねそうだと思いますが、奨学金を借りたがために、社会人になる際にもう数百万円から1,000万円近い借金を抱える若者が出るという今の状況ということ自体異常だと思うんですね。問題の根本に、今お話があったように家計収入の低下と学費の高騰が

あるのは、これはもう明白です。そこで是非、埼玉県として学生向けの給付型奨学金を創設していただきたい。高校生向け奨学金にも給付制の導入をしていただきたい。

長野県では、来年度、文系で年 15 万円、理系で年 25 万円の給付型奨学金を実施すると聞いております。知事、是非本県でも給付型奨学金の創設、御検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎知事

人口の多い県でございますので、一たび制度化されるとなかなか財政的に困難であります。県では少し特化した形で給付型の奨学金を大学生向けには出しております。御案内のとおり、グローバル人材育成基金を活用して給付型の奨学金制度を設けておりますし、また、医師不足解消のための医学生向けの奨学金制度を実施して、県内で医師として勤務すれば免除という形になっております。

国も、無利子奨学金の枠の拡大を現行制度の改善という形の中で検討しておられますので、その部分もやはりしっかり受け止めていかなくちやいけないのかなというふうに思っております。

是非、国においてそうした部分をしっかりやっていただきたい、このように思っております。

◆村岡正嗣委員

この支援機構の奨学金については、入り口は奨学金、出口は金融と言われているんですね。これから奨学金を借りようというときに、どうしたらいいか。それから、返済できなくなってしまったとき、裁判所から支払督促が届いてびっくりしたときですね。こうした疑問や悩みに学生や奨学金を返済している若い方がどこに相談していいかよく分からず、抱え込んでしまうケースが多いんですね。その受皿として、本県では弁護士や司法書士などが埼玉奨学金問題ネットワークを作って無料電話相談を行っています。まずこうした相談窓口のあることを県としても是非周知徹底していただきたいんですね。この任意の団体だけでは周知が不十分なんです。行政がやればぱっと広がると思うんですね。是非これを県がやっていただきたい、周知をですね。お答えいただきたいと思います。

◎知事

いい御提案ですので、早速受け止めたいと思います。

◆村岡正嗣委員

頑張ってください、お願いします。

◆村岡正嗣委員

日本共産党の村岡正嗣です。

第 1 号議案 平成 28 年度埼玉県一般会計予算、第 15 号議案 平成 28 年度埼玉県病院事業会計予算、第 17 号議案 平成 28 年度埼玉県水道用水供給事業会計予算、第 19 号議案 平成 28 年度埼玉県流域下水道事業会計予算に対する反対討論を行います。

まず、第 1 号議案については以下の理由で反対です。

第 1 に、国民健康保険財政安定化基金事業費 24 億 5,186 万 1,000 円が計上されておりますが、都道府県運営を前提とする財政安定化基金設置には反対です。所得 200 万円の家庭に 30 万円を超える国保税の負担は、もはや限界です。生活を破綻させるような徴税活動が行われていますが、滞納が後を絶たず、市町村国保財政を圧迫しています。今、国保税の負担軽減こそが、最優先の課題です。全国規模 3,400 億円の保険基盤安定負担金の大幅増と、2,000 億円の財政安定化基金で、都道府県化は受け入れましたが、この金額では、国保の構造的課題の解決はできません。むしろ都道府県化によって、県による市町村への徴税目標押し付けなどがより強化されかねません。

第2に、国のマイナンバー制度の導入に伴う番号制度基盤整備事業費 6,210 万 1,000 円です。マイナンバー制度は、情報漏えいの危険性を増大させ、国民のプライバシーを危機にさらす上、徴税強化や社会保障の制限につながるものとして、反対してまいりました。また、国のシステム構築費用は 2,900 億円とされますが、本県の巨額な予算計上も認められません。

第3に、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業、思川開発事業など、利水上も治水上も効果が認められない巨大ダム開発予算が計上されていること。

第4に、重度心身障害者医療費助成制度に年齢制限を導入し、高齢者差別を行っていること。

第5は、県立小児医療センターの移転促進費用から反対します。

第15号議案 平成28年度埼玉県病院事業会計予算については、県立小児医療センターのさいたま新都心への移転予算に反対です。同病院の移転は、脆弱な東部北小児救急医療体制を崩し、患者家族の「せめて入院・救急機能を残してほしい」という願いを踏みにじるものです。その上、駐車場有料化、診断料、診断書料金の引上げで、患者家族に大きな負担を押し付けることは看過できません。

続いて、第17号議案はダム事業予算の計上により、また、第19号議案については関係市町村の下水道料金の引上げにつながるにより、反対いたします。

以上です。